

【いじめの把握】

- 学級担任による発見 ●学級担任以外の教職員による発見 ●養護教諭による発見
- アンケート調査や教育相談による発見 ●本人からの訴え ●児童（本人以外）からの情報
- 児童（本人）の保護者からの情報 ●学校以外の関係機関の情報 ●地域住民からの情報 ●その他



【いじめの報告】（いじめ防止対策委員会の開催）

把握者 ⇒ （学級担任等） ⇒ 生徒指導部長 ⇒ 教頭 ⇒ 校長



【事実確認及び指導方針等の決定】（いじめ防止対策委員会における協議）

- ◇事実関係の把握 ◇いじめ認知の判断 ◇指導方針及び指導方法の決定 ◇個別指導の検討
- ◇役割分担（対応チームの編成） ◇全教職員による共通理解 ◇関係機関との連携



【いじめへの対処】（いじめ防止対策委員会による対処）

- いじめを受けた児童及び保護者への支援 ●いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童への指導・働きかけ ●周囲にいた児童の保護者への協力 ●教育委員会への報告
- スクールカウンセラー等の派遣要請 ●関係機関への相談（市役所子支課・室蘭児童相談所・警察等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめの行為から徹底して守り通す ◇安全確保のための巡回体制を強化する。 ◇3ヶ月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇他人の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解させる ◇いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ◇不満やストレスを克服する力を身につけさせる等、いじめに向かうことにはよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇周囲の大人に知らせることの大切さに気づかせる。 ◇いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気づかせる。 ◇自分の問題としてとらえ、いじめをなくすために、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめに関する事実経過を説明する。 ◇今後の指導の方針及び具体的な手立てや対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ◇いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇当該児童及び保護者への意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

●いじめ解消の判断



【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> ◇事実の整理、指導方針の再確認 ◇SC 等外部の専門家等の活用 ●学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ◇生徒指導体制の点検・改善 ◇教育相談体制の強化 ◇児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ◇児童の居場所づくり、絆づくり等 学年・学級経営の見直し ◇豊かな心を育てる指導の工夫 ◇分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導等、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ◇アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 ◇PTA 活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|--|---|

